

綾瀬市緑の基本計画策定委員会委員委嘱状交付式

第1回 綾瀬市緑の基本計画策定委員会

議事録

開催日時：令和元年7月26日(金) 10:00-12:00

開催場所：綾瀬市役所 窓口棟 309会議室

出席者

・委員：10名

藤原 一繪 委員

北村 均 委員

矢板 千英子 委員

笠間 順 委員

渡辺 英一 委員

鈴木 定公 委員

中村 裕子 委員

林 公 委員

矢部 彰孝 委員

鈴木 牧子 委員

・事務局：綾瀬市 都市部 1名

岸部長

みどり公園課 5名

白石課長、小池総括副主幹、佐藤副主幹、

藪主任技師、鴨志田主任技師

アジア航測株式会社 4名

深見、藤原、川崎、齋藤

欠席者

・委員：2名

大塚 幸男 委員

宮崎 麻衣 委員

傍聴者

なし

議案

- ・ 第1回策定委員会開会
- ・ 役員（会長、副会長）選出について
- ・ 諮問
- ・ 委員会の取り決め事項について
- ・ 議題1 綾瀬市緑の基本計画の概要について
- ・ 議題2 中間見直しについて
- ・ 議題3 重点計画について
- ・ その他
- ・ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 策定委員会名簿
- ・ 席次表
- ・ 綾瀬市緑の基本計画策定委員会設置要綱
- ・ 公開に関する取扱要領
- ・ 綾瀬市緑の基本計画策定委員会会則
- ・ 委員会の取り決め事項について
- ・ 緑の基本計画
- ・ 緑の基本計画概要版
- ・ 資料1 中間見直しの基本的事項
- ・ 資料2 本市の緑をとりまく現状と現行計画の課題
- ・ 資料3 重点計画について
- ・ 参考資料1 現行計画の進捗状況及び検証結果
- ・ 参考資料2-1 市の概況の変化
- ・ 参考資料2-2 国及び県の動向
- ・ 参考資料2-3 緑の現況と経年変化
- ・ 参考資料2-4 市民意識調査の結果・参考資料
- ・ 市制施行40周年記念誌

・綾瀬タウンガイド

議事録

・第1回策定委員会開会

【事務局】

それでは、緑の基本計画策定委員会を開催させていただきます。

・役員（会長、副会長）選出について

【事務局】

次第2、役員選出につきまして、緑の基本計画策定委員会要綱第6条第1項に、委員の互選により定めることとなっております。皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

【矢部委員】

はい、事務局一任。

【事務局】

事務局一任という意見がありましたので、事務局一任で提案をさせていただきたいと思えます。

会長に横浜市立大学特任教授であります藤原委員、副会長に自治会長連絡協議会会長の鈴木（定）委員にお願いしたいと考えております。

藤原委員につきましては、現行の緑の基本計画の策定委員会においても、委員及び会長としてご尽力いただいております、ぜひ今回もお願いしたいと考えております。

鈴木（定）委員につきましては、自治会活動において中心になってご尽力いただいておりますとともに、現在整備中の深谷中央3号公園の整備計画の検討会においても、委員として参加していただいた経緯もございますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議ございません。

【事務局】

事務局の案でよいということがございましたので、藤原委員につきましては会長、鈴木（定）委員につきましては副会長をお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

【藤原委員】

よろしくお願いたします。

【鈴木（定）委員】

はい。

【事務局】

それでは、会長に藤原様、副会長に鈴木様をご着任されましたので、お二方のほうから挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（藤原会長、鈴木（定）副会長挨拶）

【事務局】

皆様のご協力により円滑な進行ができました。ありがとうございます。

これからの進行につきましては、藤原会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【藤原会長】

よろしくお願いいたします。

それでは、順次、事務局よりお願いいたします。

・ 諮問

【事務局】

次第3、諮問でございます。諮問書につきましては、事務局を代表いたしまして、みどり公園課長の白石より提出させていただきます。

【白石課長】

綾瀬市緑の基本計画策定委員会会長殿。

綾瀬市緑の基本計画見直しについて（諮問）

本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合かつ計画的に実施するため、平成7年度に綾瀬市緑の基本計画を策定、その後、緑を取り巻く環境の変化に対応するため、平成23年3月に改定を行い、施策を推進してきました。

同計画の計画期間は平成23年度から平成42年度までの20年間としており、令和2年度に中間目標年次を迎えることから、引き続き、現行の綾瀬市緑の基本計画を生かしつつ、今後の本市における緑の将来像とその実現に向けた施策の見直しを図るため、貴委員会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

綾瀬市長、古塩政由。代読、白石。よろしくお願いいたします。

【藤原会長】

よろしくお願いいたします。

諮問書をお受けいたしました。事務局から何かありますか。

【事務局】

ただいまの諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。

【藤原会長】

皆様、お手元に届きましたでしょうか。

・委員会の取り決め事項について

【藤原会長】

次第4、委員会の取り決め事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

設置要綱、公開に関する取扱要領、委員会会則、委員会の取り決め事項についてという資料をご覧ください。

それぞれ要綱等につきましては、今回、委員会を進めるに当たりましての決め事、例えば、公開に関しては広く一般に公開することなど、あるいは、今後の会の進め方について、詳細を記載しております。こちらにつきましては、ご一読いただきながら、会を進めさせていただければと思いますが、委員会の取り決め事項を、抜粋したものを1枚にまとめております。そちらを確認させていただければと思います。

委員会の取り決め事項について。

1. 委員会は、公開とする。傍聴人の定員は5人とする。
2. 会長は、会議の議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に基本的に3日前までに送付するものとする。

3つ目としまして、綾瀬市緑の基本計画策定委員会会則第4条の規定による委員で関係行政機関の職員については、やむを得ない事由より会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選出し、その旨を会長に届け出たときは、代理人にその職務を行わせることができる。

4つ目。会長は、会議録を作成し、これを保持しなければならない。

会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催の日時、場所及び議案。(2) 出席した委員及び臨時委員の氏名。(3) 説明のため出席した者の職氏名。(4) 議事のてんまつ。(5) その他会長が必要と認めた事項。

この会議録には、会長及び会長が指名した会議録の署名委員 2 名が署名するものとする。委員会の取り決め事項については以上となります。よろしくお願いたします。

【藤原会長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

では、委員会での取り決め事項について、事務局案のとおりでよろしいですか。

【矢部委員】

はい。

【藤原会長】

それでは、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、委員会での取り決め事項によりまして、今回は北村委員と林委員を指定させていただきます。よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

【北村委員、林委員】

お願いたします。

・議題 1 綾瀬市緑の基本計画の概要について

【藤原会長】

次に、議題 1 について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

議題 1 について説明させていただきます。資料の方は資料 1 というものと、参考資料 1 をお手元にご用意ください。

「綾瀬市緑の基本計画」中間見直しの基本的事項としまして、市の方で考えております内容等について、説明させていただきます。

まず、そもそも「緑の基本計画とは」ということで、資料 1 の 1 ページの冒頭、1 番です。「市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画」、「緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することを目的とする」

と、都市緑地法第4条にこういった記載がございます。この都市緑地法を前提として、緑の基本計画を策定しております。

以下、内容につきましてはご一読いただければと思いますが、緑の基本計画を進めるに当たっての諸事項をまとめております。緑の基本計画を策定するに当たっては、多岐にわたる内容を踏まえることになっております。

続きまして2ページに移らせていただきます。本市の将来都市像ということで、「緑と文化が薫るふれあいのまちあやせ」の実現に向けて計画を策定しております。この計画、平成7年度から現行の計画に改定をしまして、現在、施策を進めているところでございます。

2ページの真ん中あたりにあります3番、中間見直しの背景と目的について。近年、市内の緑や公園に期待される機能が多様化し、緑や公園の維持・管理における市民参加・市民参画の重要性・必要性がさらに高まっております。

この度、本市を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するため、中間年次ということで、計画の見直しを進めることを考えております。今回の中間見直しに当たりましては、庁内の関係部署と連携をとりながら、策定委員会の皆さんのご意見も踏まえながら、業務としてコンサルに委託をして、図書の作成を進めているところでございます。

4番の計画の対象は綾瀬市となります。

5番の目標年次は、先ほどお話しさせていただいた令和12年度です。

3ページにつきましては、表の中に記載のある一番上の青い帯が市の総合計画で、目標年次が緑の基本計画の今回、中間見直しの中間年次と重なっている状態でございます。そのため、市の総合計画の改定に伴って、緑の基本計画の中間見直しを進めているところでございます。関係する計画としまして、都市マスタープランであったり、環境基本計画であったり、その他の計画等も連携を図りながら進めていきたいと思っております。

続きまして、4ページ、5ページになります。市の方で関係する計画を話させていただきましたが、冒頭、都市緑地法に位置づけられている緑の基本計画を策定するということに付随して、環境基本法、生物多様性基本法、その他法令等を国、県、市の条例、本市の計画といったところで図にまとめさせていただいております。

その中でも5ページでは、緑の基本計画における緑地と呼ばれるものの区別を表にしているものになります。緑地といいましても、施設緑地と地域制緑地と区別をしながら、今後、検討を進めていければと思っております。

6ページは、平成25年度の時点での市内における緑地の分布になります。あくまでも

参考なのですが、今後、市の緑地等を見ていく中での参考にさせていただければと思います。

7ページ、8番、現行計画の進捗状況ということで、参考資料1にまとめているものが、現行の計画の中で個別施策として位置づけているアクションプランに当たる部分になります。そちらの進捗状況としましては、継続のマークが四角になるのですけれども、依然、継続して取り組んでいるところではあります。進捗等を細部見ていくと、一部では遅れているところもございますので、検討を進めていく中では、取り組みの中身を細部にわたって加速させていかなければならないと考えております。

9番、計画の中間見直しの視点です。今回、策定委員会の中での委員さんのお話と、コンサルの専門的な知見も踏まえながら進めていきたいと思っております。視点1としましては、関連法が多々ありますので、そちらの確認と、近年の関連法の改正の状況も確認しながら進めていきたいと思っております。

視点2としましては、上位・関連計画も改定、見直し等が図られますので、そちらと連携して進めていくことで考えております。

視点3としましては、今後の人口の推移や、環境の変化等々、防災意識等も高まっている中で、社会情勢、市民の意識等も踏まえて、この計画に反映できればと思っております。

視点4につきましては、先ほども申し上げましたが、施策の進捗状況を確認しながら、再度ここで中間見直しを図ればと思っております。

8ページです。スケジュールになります。中間見直しにつきましては、昨年度の11月から業務を着手しております。おおむね平成30年度につきましては、現行計画の進捗状況、市の現況の調査、市民意識調査を実施しております。それらの内容につきましては、後ほどまた触れさせていただきます。令和元年度は、策定委員会の皆様を交えながら、具体的に今後の方針をまとめていければと思っております。策定委員会の会議自体は、本日の7月と、次回11月、年度の最後としまして2月または3月に、第3回の策定委員会を予定できればと思っております。

令和2年度につきましては、皆さんを交えて検討をした緑の基本計画の改定版の内容を、広く市民に公開をしていく予定でございます。公開する手法としましては、パブリックコメントを予定しております。このように、令和2年度につきましては、市民へ公にしていける準備期間になるかと思っております。

また、今回、中間見直しとあわせて、公園再整備ということで、今後の公園のあり方について、重点計画として位置づけることを考えております。そちらの業務につきましても、

平成30年度から公園再整備計画ということで、モデル地区を上土棚地区と落合地区として定めて進めております。詳細につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、公園再整備計画のスケジュールを一番右の緑の帯に入れており、同時に進めていく予定でございます。

以上がスケジュールになります。市の方で今回、緑の基本計画の中間見直しということで進めさせていただく中では、皆さんに協力をいただきながら、コンサルの力を借りながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【藤原会長】

ありがとうございました。ただいま、議題1についてご説明いただきましたけれども、質問のある方はおられませんでしょうか。よろしいですか。

・議題2 中間見直しについて

【藤原会長】

議題2について、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

お手元の資料2をご覧くださいながら、適宜、参考資料のほうを参照していただく形で説明させていただければと思います。

説明の流れとしましては、本市の緑を取り巻く現状ということで、社会情勢の変化、国及び県の動向、緑の現況と市民意識調査の結果という4つの緑をとりまく背景の説明をした上で、それらから考えられる現行計画の課題を説明いたします。

まず1つ目として、社会情勢の変化について簡単にご説明させていただきます。資料2の1ページをご覧ください。まず社会情勢の変化の大きなものとしては人口減少や少子高齢化の進行がございます。図2-1に示したグラフをご覧くださいと、現在、綾瀬市の人口は、約8万3,000人から8万4,000人です。現行計画策定時に、将来、平成42年度の目標時の人口としては8万7,000人が掲げられていたのですが、10年間がたちまして人口の動向が変わってきた中で、今後の減少傾向が明らかになっています。将来的に、計画の目標年次である令和12年度には、8万人を下回る可能性もあると推測されています。人口減少や高齢化に伴う、財政の縮減も予想されます。このような形で社会情勢が変わってきていると考えています。

また、市内の農家の数や経営耕地の面積、あるいは事業所や事業所の敷地面積など、緑

化に関連してくる施設の面積も、近年は減少傾向にあります。あるいは気候変動の影響による災害の多発等によって市民の防災ニーズというのも現在、増加しています。綾瀬市では、平成25年度に防災マップを公開しておりまして、その中でも公園や緑地の一部が避難場所として指定されているという現況があります。

加えて、都市公園の老朽化として挙げておりますが、現在、市内にある都市公園のうち、半数以上が設置から30年が経過しておりまして、老朽化が進行しております。こちら後ほど議題3でも説明させていただくのですが、市民のニーズも変わってきている中では、現行計画を策定した10年前と比べて、背景とも変化があるといえます。

次に、2ページをご覧ください。国及び県の動向として簡単に整理しております。参考資料2-2には、さらに詳細な個別の事項を整理しておりますが、かいつまんでこちらをもとに説明いたします。

まず、最も大きいものとして、平成29年度に都市緑地法等の一部改正が行われております。こちら都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、そして都市計画法、建築基準法、加えて都市開発資金の貸付けに関する法律という6つの法律が、改正されました。

緑の基本計画に関連して大きいものとしましては、都市緑地法においては農地が緑地の定義として新たに位置づけられたことが挙げられます。また、民間の方も緑の担い手として位置づけていこうという流れがあります。また、民間による市民緑地の整備を促す制度の創設ですとか、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充といったものがあります。

都市公園法につきましては、都市公園の再生や活性化のための対応が位置づけられています。加えて、参考資料2-2の2ページをご覧ください。例えば都市公園の中で保育所等の設置を可能にすることや、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度、PFI事業といったものの期間の延伸等があります。

生産緑地法については、面積要件の引き下げが可能になりました。こちらは現在、生産緑地地区の一律500平方メートルの面積要件がございますが、市区町村が条例で300平方メートルまで引き下げることが可能になりました。あとは、生産緑地地区内で直売所や農家レストラン等の設置が可能になったり、新たな用途地域の類型として田園住居地域というものが創設されたりしています。

このような流れを受けまして、民間活力を最大限生かしながら、緑やオープンスペースの整備・保全を効果的に推進して、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するというのが、

この法律改正の目的として掲げられています。

続きまして、緑や公園に関する取り組みの動向ということで、主に国交省の動向ですが、平成25年度には社会資本整備審議会から「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」という報告が出されています。あるいは平成28年度には「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」も公開されており、緑の効果的な活用によって、今までは増やすだけであった緑をさらに活用していくことによって、オープンスペースのポテンシャルを最大限引き出す、つまり、もっと有効に活用していきましょう、という流れが出てきています。

生物多様性に関する動向について。平成24年度に生物多様性国家戦略2012-2020が、平成28年度にはかながわ生物多様性計画が策定されました。また、平成23年度には、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項が、平成30年度には生物多様性に配慮したみどりの基本計画策定の手引きが国土交通省から出されており、近年、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画を策定する機運が高まっています。

都市農業に関する動向としては、先ほども、申し上げたとおり、都市緑地法の中で農地が緑地として位置づけられたということもございますが、都市農地を貴重な緑地として扱い、保全を明確に位置づけていくことを目的として、都市農業振興基本計画等が平成28年に出されています。

さらに広い視点で、都市の低炭素化に関する動向としては、平成24年に都市の低炭素化の促進に関する法律が制定され、さらに平成27年には、気候変動の影響への適応計画が閣議決定されています。ヒートアイランド対策など、緑によって都市の低炭素化を行うという取り組みを推進していくことが、今後さらに必要とされています。

続きまして、3ページをご覧ください。本市の緑の現況について簡単に説明させていただきます。まず緑被率の推移です。緑被率は、現行計画策定前の平成17年には33.73%でしたが、平成27年には37.11%でした。

1点、ご留意いただきたいのが、緑被率の算出根拠である都市計画基礎調査の植生現況量の算出区分が、平成17年と平成27年では異なっておりますので、単純に数字だけと比較をすることはできないので、平成27年時点では37.11%であったということをご認識いただければと思います。数字を近隣市と比較すると、海老名市の38.15%に次いで高い状況です。

一方で、市域の中における緑について、土地利用の状況から確認してみると、平成17

年市内で457ヘクタールを占めていた住宅地が、平成27年には481ヘクタールまで増加をしている一方で、農地や山林の面積は減少しているという状況があります。5ページの図2-3には、平成7年から平成27年にかけての土地利用の変化をグラフに示しております。一番左と、左から2つ目の農地、山林は徐々に減少傾向にあります。5つ目の住宅地は19.3%から増加して、平成27年時点では21.6%を占めています。

続きまして、6ページをご覧ください。緑地の確保の状況について簡単に説明させていただきます。緑被は担保性のない土地も含まれる指標になりますけれども、施設緑地及び地域制緑地も含めた担保性のある緑地の面積には、現行計画でも確保目標が掲げられています。平成42年度の確保目標として467.68ヘクタールが掲げられていますが、平成30年度の緑地の確保面積は404.72ヘクタールでした。

同様に、現行計画の目標として掲げられている都市公園の確保目標、246.88ヘクタールに対して、平成30年時点の確保面積は164.76ヘクタールでした。

また、同様に、目標として掲げられている市民1人当たりの公園面積が、目標値では14.52㎡であったのに対し、平成28年時点では7.65㎡にとどまっていた。

この1人当たりの都市公園面積について、もう少し具体的に説明したのが下の表になります。市内の都市公園は、平成28年3月時点で135カ所ございました。これらから計算すると、1人当たりの公園面積は7.65平方メートルでございます。表2-5に神奈川県及び全国の値との比較を示していますが、全国一律で見たときの1人当たりの公園面積は10.5平方メートルで、綾瀬市のそれは全国の値は下回るものの、神奈川県内の政令市を含む、あるいは政令市を除く値と比較しますと、上回っております。

7ページには、市内の公園の位置図と誘致圏と呼ばれる、歩いて行ける参考となる距離の図面を示しております。市域の多くの場所が公園の誘致圏に含まれているという状況でございます。

続きまして、8ページから市民意識調査の結果を説明いたします。市民意識調査は、平成31年の1月から2月にかけて、市内の2,500名の方を対象に実施をいたしました。調査は郵送で調査票を配付し、郵送またはインターネットによって回答していただき、765名の方から回答がありました。回収率は30.6%です。

調査の結果の概要として、まず参考資料2-4の15ページの問5をご覧ください。地域の緑の量についての質問について、平成21年の時点で地域の緑の量が減っていると回答していた方は6割以上でしたが、平成30年度のアンケートの結果では、その割合が4

割以下に減少しておりました。

同じページの問6をご覧ください。こちらは綾瀬市の実施する、緑を守り・増やす取り組みについての満足度を確認した質問になります。この中で公共施設の緑化ですとか、都市公園の整備については、それぞれ約50%の市民の方が「満足」あるいは「やや満足」と回答しておりまして、取り組みには一定の満足度が得られていると考えられます。一方で道路の緑化ですとか、住宅地の緑化については、住民の30%から40%の方が「やや不満」「不満」と回答しておりまして、相対的に満足度が低いという傾向がございました。

加えて、「緑化啓発の広報活動」や「ランドマークとなる木や古木の保全」といった一部の取り組みについては、「わからない」という回答をされた市民が50%を超えておりまして、認知度が低いとりくみもあって、取り組みごとに差が表れていました。

続いて、16ページの問8をご覧ください。こちらは、今後充実させてほしいお住まいの地域の緑について整理したものでございます。この中で、「公園などの身近な緑」の充実を求める意見が全体の70%程度で最も多い傾向がありました。それに次いで、「河川沿いに広がる緑や山林などの自然の緑」が50%であり、自然環境に関連する緑への期待が高いということがうかがえます。

20ページの問14をご覧ください。こちらは、市内の緑について、今後、綾瀬市はどのような施策を重点的に行うべきか、という設問になります。その中で、最も回答の割合が高かったのが「都市公園の整備」で約36%でした。この割合というのは、平成21年度と比較して、約15%増加しております。

続きまして、特に公園に関する意見について概要を説明します。21ページをご覧ください。公園に対する満足度と利用頻度に関する質問がこちらになります。

なお、満足度については、今回、アンケートの中では1の公園、2の公園、3の公園という3つの公園の種別を用いております。1の公園が比較的面積の広い公園で、地区公園や近隣公園と言われるものです。光綾公園や城山公園、綾南公園等をイメージください。2の公園が家から近い小さな公園で街区公園と言われるものです。3の公園が緑地や緑道となります。長峰の森ですとかキツツキの森といった、緑地の保全とか散歩の利用を目的として整備されている場所をイメージください。

平成21年度と平成30年度の結果を比較しますと、調査を行った3種類の公園全てで満足度は増加していました。特に、比較的面積の大きい1の公園、これは光綾公園とか城山公園などが該当しますが、それについては満足度が高い傾向がありました。一方、

22ページの間16、利用頻度に関する設問では、「年に数回程度」、「ここ数年利用していない」、あるいは「利用したことがない」と回答している方が全体の半数以上いらっしゃって、公園の満足度は高い一方で、利用頻度はそこまで高くないという現状がうかがえます。

24ページの間19をご覧ください。調査を行った3種類の公園についての公園の利用目的に関する設問です。1の公園、2の公園、3の公園のいずれにおいても、それぞれ「子供や孫と遊ぶため」、あるいは「散歩に行くため」ということを目的として答えられた方が多い状況でした。一方で、25ページの間20では、公園利用の際の不満ということでは、「近くに公園がない」といったことを掲げる方が最も多い状況でした。次いで、「その他」の割合がそれぞれ高いのですが、具体的には駐車場がないですとか、ベンチとか四阿（あずまや）がないといった施設がないことに対する不満が多く寄せられていました。

26ページの間21で、今後、どのような公園が増えればよいかということを質問したところ、「芝生や木陰があり、草花が広がり、安らぎを感じられる公園」が増えると望ましいと回答した方が53%で最も多く、次いで多かったのが「災害時に避難場所や消防・救護活動の場所として利用できる公園」でした。近年の災害の増加等も踏まえて、市民の方が防災意識も高く持っていらっしゃるという傾向も読み取れます。

次に、資料2に戻っていただきまして、説明した4つの背景も踏まえた上で、現行計画の課題として考えられることを幾つか整理しておりますので、そちらを説明いたします。資料2の11ページをご覧ください。

まず、課題の1つ目として挙げられるのが、保全・緑化の取り組みの継続でございます。先ほども申し上げたとおり、緑被率や緑地の確保面積、あるいは、都市公園の数は現行計画の策定時よりも増加しています。一方で、市内の土地利用では樹林等が減少して宅地が増加する傾向もありますので、今後も継続して市内の緑の保全や緑化について取り組んでいく必要があると考えております。一方で、アンケートの結果からもわかるとおり、一部の施策については認知度が低い状況もございますので、緑地の保全や緑化の推進にあわせて情報発信によって、取り組みの普及啓発も進めていく必要があると考えています。

課題の2つ目としては、質の向上の観点の導入です。緑被や緑地の面積というのは増加している一方で、今後の人口減少等の社会情勢を踏まえると、これまでと同じ割合で増加させることは難しいと考えられます。このことから、これまで同様に緑の量の確保だけを目指すのではなくて、緑の質の観点、機能ですとか満足度といった観点も取り入れながら、計画を進めていく必要があると考えております。

特に、都市公園につきましては、老朽化が進んでおりますけれども、住民の方からはさらなる活用を望む声も上がっておりますので、都市公園の再整備を、今回、緑の基本計画の中でも特に重点的に取り組むべく、重点計画として位置づけて、取り組みを推進するとよいと考えております。

3つ目の課題として、計画の目標の見直しを挙げています。現行計画で設定した目標値の達成が難しい可能性がある中では、現時点までの取り組みの実績を踏まえ、現行計画の目標値を十分検証した上で、今後、10年間の計画期間中に達成が可能な現実的な目標を検討する必要があると考えています。また、加えて、緑の質にも着目した目標を設定することで、適切に計画の進捗管理を行っていく必要があると考えています。

課題の4つ目としては、維持管理の担い手確保のための情報発信が挙げられます。現在、公園や緑地管理の担い手の高齢化が進んでいる中で、将来的に市内の緑や公園の維持管理を担っていただく方の不足が大きな課題として考えられます。このことから、今後は多様な主体にかかわってもらうことで、緑や公園の維持管理を進めていくとともに、活動の裾野を広げるための情報発信や教育面での支援も必要となると考えております。

課題の5つ目としては、現行計画の進捗管理を行う中で、役割分担や進捗管理のための目標・指標の設定を検討し、どこまでできて、どこまでできていないのかといったことを定量的、定性的に検証できる形にしてはどうかと考えています。

課題の6つ目として、計画の構成・計画のわかりやすさが挙げられます。今後、多様な主体にかかわっていただく必要がある中では、計画自体をさらに市民の方に親しんでもらいうすいかたちで整理していく必要があると考えております。現行計画策定の経緯も踏まえつつですが、施策構成は一部見直しを行うことで、さらにわかりやすい計画になると考えております。以上となります。

【藤原会長】

ありがとうございました。駆け足の説明でしたが、一つ一つ、皆様からご意見を項目ごとに分けながらいただきましょうか。1番の本市の緑を取り巻く現状から行きましょう。背景の1～4をそれぞれ確認して、最後にまとめとして現行計画の課題に移りたいと思います。

1番の本市の緑を取り巻く現状についてのご質問、いかがでしょうか。

【矢部委員】

社会情勢の変化の一番下に、都市公園の老朽化ということで出ておりますが、愛護会で

活動している小園公園は10年目なのですが、古い公園というところのぐらい古いのですか。

【事務局】

一番古いのは、綾瀬で初めてできた光綾公園で、できてから約40年が経過しています。30年以上経過している公園は市内の公園の約5割を占めております。ですので、矢部委員が活動されている小園公園は比較的新しい公園といえます。

【矢部委員】

公園は新しいのですが、管理するほうが老朽化しておりまして、今で50人ぐらいだけど、実際に毎月やっておりまして、30人ぐらいが参加していますが、大体70後半から80代半ばの方がやっております。もう腰が痛い、足が痛い、立てないと大変なのですが、これからいろいろ公園ができて、その辺がどういうふうになっていくか。自治会もそうだし、社協もそうだし、だんだん担い手が年をとってくると、どうやったらいいのか。65歳ぐらいまで働かなければならないということもあって、非常に難しい点かなと思いますので、その辺も私たちが知恵を出していきたいと思っております。

【藤原会長】

ここで公園の老朽化といった場合には、ただ年代を経るだけですか。それとも施設や遊具などの老朽化なのですか。その管理ですか。何を意味するのですか。

【事務局】

施設の老朽化を意味します。

【藤原会長】

どんな施設ですか。

【事務局】

遊具などです。遊具や小さなものではベンチなどの公園に付随する施設があります。そのような施設の老朽化が問題になっています。

【藤原会長】

公園ができてから40年間、老朽化したまま、何も手をつけていないのですか。それとも、40年の間に、遊具を新しくすることなどはされているのですか。

【事務局】

遊具については、毎年点検をしております。点検をする中で、遊具の交換時期も定めてありますので、その中で、各公園の遊具の改修をしています。

【藤原会長】

それでは、施設の老朽化というのは、それほど大きな問題ではないということですか。

【事務局】

市内の公園全部について、一律でできるかという、難しいところもあります。できるところから改修の位置付けをして、計画性を持って進めることになっていますので、やはり末端の公園まで改修するには時間がかかります。

【藤原会長】

改修に時間がかかるということですね。

私の方からお聞きしたいのですが、緑地面積は広がっているのに、耕地面積は減少している。耕地面積が減少することで何が変わるのでしょうか。耕地が何に変わるのですか。

【事務局】

基本的には住宅地に変っていると推測しています。

【藤原会長】

緑被地が住宅地に変わるのですね。

【事務局】

緑被地と土地利用は、それぞれ別の出典に基づいているので、直接の比較はできないのですが、土地利用の変化の傾向を見ると、農地や山林が減少しているのに対して住宅地が大きく増えているので、農地や山林などの緑被地が住宅地に転換しているのではないかと考えております。

【藤原会長】

ただ、それで人口は減っているのですよね。人口は減っているけど住宅地は増えている。このパラドックスはどういうふうに考えたらよろしいですか。

【事務局】

人口が減少傾向に転じたのは、平成27年(2015年)以降となります。土地利用のデータは平成27年までのものなので、平成27年までは人口の増加に伴って住宅地の面積も増えていたのではないかと考えます。

【藤原会長】

資料には書かれていませんが、2015年(平成27年)以降の土地利用の変化はないということですか。

【事務局】

平成27年以降の土地利用の変化のデータはなく、推計も行っておりません。

【藤原会長】

2015年までの変化では、耕地面積などが減っているということですが、検証のためには、2015年以降のデータが必要じゃないかと思うのですけど。

【事務局】

2015年を迎えるまでは、人口は多少なりとも増加傾向でした。今後、減少していくのですけれども、それに伴って、必ずしも住宅地が減るかということ、空き家の問題、新たな家が建ちながら居住者がいない現状もありますので、住宅地が減るかということ、増え続ける可能性もあるのではないかと考えます。

このため、緑地がどんどん宅地化されないように、手立てをしていかなければならないという状況はあります。

【藤原会長】

分かりました。実際には、人口は2020年まではちょっと減るけれども、まだ大丈夫そうですかね。それ以降が減るのではないかという予測がここに出されていると。

【事務局】

はい。

【藤原会長】

分かりました。ぜひ人口が減らないように頑張ってくださいと思います。

1番の本市の緑を取り巻く現状については、それでよろしいですか。

では、2番に行きましょうか。国及び県の動向、これについてのご質問はありますか。

よろしいでしょうか。1つ質問させていただきたいのですが、平成29年に都市緑地法などが改正され、生物多様性に関する動向も出てきましたけれども、これに対して、綾瀬市としてはどのような変更があるのでしょうか。何か対応されたものがあるのでしょうか。綾瀬市としてはまだ対応していないのでしょうか。

【事務局】

都市緑地法等の改正に伴う、条例改正等はまだ行っておりません。各法律の中で触れている部分について、今後、土地利用の部分で、活用の仕方をもっと考えていきたいと思いますという内容が多いと思っております。その中では、法改正の平成29年より前、28年、27年あたりに、緑の基本計画を改定している周辺市町村もあります。綾瀬市は法改正を受けて、中間見直しに臨むことができているので、法改正の内容を、今回、緑の基本計画の中に落とししていきたいと考えています。

また、法律の記載事項は、どうしても国や県を対象とした、大きな考え方になりますので、市ができることにいかに落とし込んでいくかという、現実的な捉え方もしていかなければならないと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございました。これで、市と国や県の関係が分かったと思います。中間見直しでは、これらも含めて、お考えいただければと思います。

では、次に1.3の緑の現況について、ご質問はありませんか。ここでは、緑被率が33.73%から37.11%に増加したのは、植生現況量の区分が異なるためと言われたのですが、これはどのような違いですか。

【事務局】

資料2の3ページの下の方の表2-2をご覧ください。こちらに自然林、スギ・ヒノキ林といった区分を整理しております。大きな区分は変わっていないのですが、細かい内容の変更がございます。例えば、人工林が植林地に、クヌギ・コナラ林等の二次林が二次林に分類が変わっております。大きく集計上の数値も変わっておりまして、実際、算出根拠までは確認ができなかったのですが、県の資料上では、このような区分になっておりました。

【藤原会長】

植生現況量の推移というのは、綾瀬市ですよ。

【事務局】

はい。

【藤原会長】

二次林がすごい増加しているのですよね。この影響が大きいのだらうと思いますが、一方で、竹林は減っていますね。

【事務局】

平成17年度に二次林として区分されていなかったものも平成27年度には二次林に区分されている可能性もあると思っています

【藤原会長】

県の資料として、このデータが出ているということですね。

【事務局】

県の資料を引用させていただいております。

【藤原会長】

分かりました。あと、次の疑問は、海老名市に次いで緑被率が高いのですが、海老名市と綾瀬市というのは、どのような違いがありますか。例えば、人口が違うとか、緑被率はどのくらい違うものなのか、海老名市のほうが高いですね。

【事務局】

はい。海老名市の緑被率は表2 - 1に示したとおり38.15%でございます。綾瀬市と比較すると約1%程度高いです。

【藤原会長】

人口はどちらが多いのですか。

【矢部委員、林委員】

海老名市。

【藤原会長】

結局、市を取り巻くさまざまな生活条件で変わってくるのですね。緑地関係としてはほとんど変わらないと。

【事務局】

補足ですが、海老名市には相模川があるので、相模川によって緑被率が押し上げられていると思います。

【藤原会長】

相模川は緑被地になるのですね。

もう一つ、綾瀬市の山林の面積は減少している、これは住宅地になったということですか。二次林が増えているのに、山林の面積が減少しているというのは合わないのですけれども。普通、二次林って山林になっていますよね。

【事務局】

この数字というのは、どちらも都市計画基礎調査から引用しているのですが、緑被率37.11%の算出根拠である植生現況量の原典は環境省の植生図です。一方で、土地利用の変化、山林等の面積変化を示した土地利用の変化の出典は、都市計画基礎調査の土地利用分類なので、集計の根拠が異なるために数字の差異が生じている可能性があると考えています。

【藤原会長】

難しいところですね。環境省の植生図と土地利用分類でこれだけ変わって、実際に植生

図では二次林が増えていながら、山林面積が減っているというのは一致しませんね。これは国や県のデータの違いなので仕方がないですね。

ほかによろしいですか。

【矢部委員】

表2 - 2の自然林で、平成17年度の「自然林」が0で、平成27年度の「自然林（自然植生）」が4.3ヘクタールとなっており、急に増えたように思えますが、自然植生は自然に増えるものなのですか。

【藤原会長】

普通は、自然は増えないですね。

【事務局】

これも、植生現況量の根拠となる植生図の分類に基づくものだと思いますが、具体的な増減までは確認できておりません。

なお、4ページの図2 - 2に植生現況図として市内の緑比緑被率の根拠となるもの図面を示しております。その中で、中央部の赤い範囲が平成27年度に自然植生（自然林）としてカウントされている箇所になります。

【矢部委員】

平成17年度には見落としていたということですかね。

【事務局】

なお、平成17年度につきましては、参考資料2 - 3の1ページに平成17年度の植生現況図を掲載しております。

【藤原会長】

調査というのは、見落としがあります。学術調査でもそういうことがありますので、国でまとめた植生図や神奈川県でまとめた植生現況図でも違いが出てくると思います。そこで、平成17年度には見落としていたのが平成27年度に改めて、ここは自然植生だと新しく入れられたのだと思います。

【矢部委員】

理解できました。

【藤原会長】

それでは、緑の現況に続いて、土地利用区分の変化、緑地の確保の状況、都市公園の整備の状況などがありますが、これに関してもよろしいですか。

現行計画に掲げられている平成42年度の確保目標について、緑地の確保目標は、実績が比較的多い。一方、都市公園等の確保目標は、現時点の実績は目標に対して半分だった。しかも、1人当たり都市公園面積も目標と比較すると低いのですが、これは財政的な理由での整備が行き着かなかったのでしょうか。

【事務局】

補足ですけれども、平成42年度の公園の確保目標というのは、現行計画の策定当時、たくさんの公園をつくる必要があるということで、新しく近隣公園を3つも4つもつくるうとか、都市公園をつくるうとか、公園をどんどん増やそうという計画をつくって設定した目標値であり、現実問題としては、当時計画した公園の整備がなかなか難しいということで、135箇所にとどまっています。今回の中間見直しで、その目標をそのまま維持するのか、軌道修正をするのが検討のポイントかと思います。

【藤原会長】

これも見直しの対象になりますので、ご記憶ください。135カ所ですけれども、都市計画区域における市民1人当たりの公園面積は神奈川県の上回っているそうです。

それでは、市民意識の変化はいかがでしょうか。市民意識の変化は参考資料2-4にいろいろ記載されています。居住地域の緑についてもいろいろ意見が出ています。市内の緑に対する設問についてもありますが、よろしいでしょうか。

先ほど、都市公園の整備、あるいは川沿いの斜面緑地の保全については、重点的に取り組むべきとの意見が多いという話がありましたが、この10年間で緑地の保全などは市として取り組んでいただいて、市民の皆さんの意識も高まってきたという認識でよろしいのでしょうか。

【事務局】

一点、補足させていただきます。平成30年度にアンケート調査を実施するにあたり、一部の設問では、今後の施策の実施可能性等も踏まえた上で選択肢の見直しを行っております。

【藤原会長】

過年度の調査結果との比較をするのであれば、前回の調査でお聞きになった選択肢は全部入れて、さらに追加した方がよかったのですが、選択肢を変えた理由はありますか。

【事務局】

この設問については、前回調査の結果も踏まえつつ見直しを行い選択肢の変更を行いました。

【藤原会長】

除いた選択肢は、前回の調査で回答率が高かった選択肢ですが、これはお聞きにならなくてもよいと考えたのですか。

【事務局】

設問の選択肢が少し抽象的な部分もありましたので、まとまった緑地の保全という表現を、都市公園の整備であったり、道路であったり、河川沿いの保全であったり、具体的な記載として、回答していただきやすいように工夫したものです。なるべく意見を集めたい反面、あまり設問が増えても回答する皆さんが答えづらくなってくるとも考えまして、工夫したものです。

なお、追加で補足すると、平成21年度と平成30年度で結果を比較している設問もあれば、逆に平成30年度にしか設定していない設問もございます。基本的に、平成30年度に実施したアンケートについては、前回平成21年度のアンケートよりも設問を増やしておりますが、ご指摘のとおり、結果として、前回の選択肢と対応しておらず、比較が難しい設問もございます。

【藤原会長】

それですと、比較対象ではない回答については、注釈をつけるなり、説明をつけておいていただくとわかりやすいです。

【藤原会長】

ほかはよろしいでしょうか。

あともう一つは、皆さん、子供や孫と遊ぶためによく公園に行かれるのですが、近くに公園がないという不満が結構出ている。これは距離的にはどうですか。24ページ、25ページです。

【事務局】

住宅に囲まれている小さな公園である街区公園については、誘致距離が250メートルとされています。250メートルが遠いのか、近いのかという感覚には個人差はあると思いますので、人によって考え方が変わってくると受け取れます。

【藤原会長】

わかりました。

【鈴木委員】

回答された方の年代だとか男女別だとか、そういうものというのは整理されていますか。

【事務局】

参考資料 2 - 4 の 1 3 ページに記載があります。回答者は 6 0 代以上の方が半数を占められています。

【鈴木委員】

年代によっても、距離の感じ方に違いがあると思います。

【事務局】

加えて、公園の捉え方の違いもあると思います。主に 1 の公園は、ある程度規模の大きい公園ですので、あまり近くにはないという感覚を持たれやすいのかなと思います。

【藤原会長】

今回のアンケートのときには、そのあたりも少し整理して、皆さんが分かりやすくするとよいですね。ありがとうございます。

では最後に、現行計画の課題について説明していただきましたが、これについてご質問いかがでしょうか。11 ページです。最後、アンケートをまとめていただいた課題がここに、保全緑化の取り組みの継続、質の向上の視点の導入、目標水準見直し、維持管理や情報発信、そして施策の評価基準や進行管理、計画の構成とまとめていただきました。

人口減少が進んでいると言われたのですが、少し進んできたところですね。

【矢部委員】

さっきも質問したのですが、課題の 4 番、維持管理や情報発信ということで、情報発信の一番下に、活動の裾野を広げるための取り組み、情報発信や教育面での支援等が記載されていますが、どのような取り組みを想定されていますか。

【事務局】

担い手不足について、先ほど矢部委員からも愛護会活動のお話をいただきました。小園公園の愛護会の参加者が 3 0 名ほどと伺いましたが、市内でもかなり多い方です。愛護会設立の要件として、1 団体あたり 1 0 名を確保していただくと、助成金をお出しする取り決めになっております。その 1 0 名を集めるのが精一杯だというお話が、近年増えてきている状況です。市としましても、愛護会への助成金はお支払いしていると言いながらも、ほぼボランティアで、皆さんの気持ちで対応いただいているところが多いので、何とかその活動を少しでも発信していけたらよいと思っております。他市の愛護会の活動の取り組

み等を見ていると、公園にこんな花壇をつくりましたとか、こういう工夫をしていますとか、いわば新聞のようなもの、広報紙を発信したり、場所によっては公園ごとのガーデニングを評価したり、いろんな事例がございますので、そういったところを踏まえながら、何とか皆さんのモチベーションが上がるような形で市がかかわっていただけると考えています。逆に、今までできていない部分なので、対応していかなければならないと思っています。

今、公園管理の中ではシルバー人材センターの協力も得て進めています。ボランティアの業務と委託の業務と、差が出てきている部分がありますので、地元の声聞きながら進めていければと思っています。

【林委員】

関連する質問ですが、公園や緑の活動について、市の相談窓口はどこですか。

【事務局】

基本的にはみどり公園課になります。

【林委員】

相談に行くことはよいのですね。初めてなので、どこに相談すればいいのかも分からなかった。

【藤原会長】

相談する場所を広報することも必要ですね。ここに相談しにきてくださいと。

【林委員】

長峰の森を初めて管理して、誰に相談すれば、具体的に行動ができるのかを把握することが一番大事だと実感しました。今まではなれ合いでやっていて、それじゃまずいなと考えて、今では他の人の相談にも乗っています。

【藤原会長】

市内に約60団体あるって先ほどお聞きしたのですけれど、皆さんそれぞれ、10人以上の団体をつくられて管理していらっしゃるわけですか。

【事務局】

そうです。

【藤原会長】

そういう方々の情報交換の場は、市で用意されているのですか。例えば、報告会、あるいは発表会みたいなものです。こういう活動をしていますという発表会を市が主催される

と、お互いに情報交換になりますし、どんな活動をしたか皆さんにお話しすることは、活動していらっしゃる方々のやりがいにも繋がると思います。市としてはぜひ検討された方がいいと思います。あるいは、皆さんで各公園を回って、どの公園がよく管理され、利用されているのか、コンクール形式で表彰なさってもいいと思います。

例えば横浜市では、公園ではないのですが、個人がどのように緑をつくっているかを表彰する制度があります。これは、学校も含めて、並木の管理や、あるいは個人の庭を皆さんに見せ、市がコンクールを開催して、ちょっとした表彰の杭を立てるようなことをしています。そういう活動をされると、活動している人もやりがいがあると思います。発表会でもいいと思います。こういうことをしましたと。ぜひ、市として実現いただくと、情報交換の場にもなりますし、皆さん、みどり公園課にも取り組みをお聞きになりますよね。

【事務局】

分かりました。

【矢部委員】

以前に会議に1回ぐらい出たことがあります。

【藤原会長】

そうですか。

【事務局】

以前は愛護会との情報交換の場が実際にありました。月日がたち、今はなくなっているので、時間の許す限り、愛護会と都合が合えば、考えていきたいです。また、ボランティア市民の方に手伝ってもらい、花を生けている箱庭という場もありますので、協調しながら、花や緑を増やしていくような状況を発信していきたいと思います。

【藤原会長】

発表会みたいにして、市民が参加できるようにされると、愛護会のメンバーだけではなくて、その周りの方々や、家族も連れて出席できますよね。パワーポイントなども使っていただいて、各公園を紹介する。そうすると、市内にこんな公園もあるのだということが市民に分かります。情報を市民に流して参加していただくのも手だと思います。

【事務局】

分かりました。

【藤原会長】

ぜひお願いします。他にはいかがですか。

課題2に質の向上の観点の導入というのがありますが、緑の量の確保を目指すのではなく、緑の質の向上にも着目する。この質というのは、具体的にはどのような質を指すのですか。

【事務局】

緑にはいろいろな機能があります。生物多様性や、防災、レクリエーション、景観などの機能ごとの要素を、例えば公園であれば、整備をしていくことで高めていって、ただ緑があるだけではなく、いろいろな使い方ができるということを示して、市民の満足度も高めていけるような取り組みをしていくことが必要と考えています。

【藤原会長】

公園はそれぞれ違う特徴があるので、こういう場合はこのような機能がありますよと、できたらモデルみたいなものもつくっていただけると、公園管理をしている方々も分かりますので、市では、ぜひそういう指標をつくっていただくとよろしいですね。どのような公園だったら生物多様性の機能が高い、防災の機能が高い、市民が楽しめる、など、質に係る機能を整理した一覧表などがあると、市民にとっても目標になると思います。また、ただ単に質というだけでは分かりにくいので、ぜひ現実的な目標をつくってください。災害に対する逃げ場になるとか、生物多様性としてこういう要素がある、というものを整理していただけるとよいと思います。

課題5の施策の評価基準や進行管理について、役割分担を明確に示すとともに、進捗管理のための達成目標を設ける必要があるというのも、できたら具体的なものを整理いただいたほうが分かりやすいですね。例えば、市として、生き物の調査は市民と一緒にされていないのですか。そういう調査を、市民と一緒に行うことで公園にどんなものがあったという記録も残りますし、皆さんが自然に目を向けるようになると思います。学校と一緒に行動でもよろしいと思います。その結果が冊子になるなり、綾瀬市の鳥、綾瀬市の花が咲く植物とか、綾瀬市のトンボというものがあると、もっと皆さんが、こんなものがあるのだと、公園や緑に目を向けるようになるだろうと思いますので、その面も考えていただければと思います。

・議題3 重点計画について

【藤原会長】

では、議題3ですね。重点計画について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料3をお手元にご用意ください。

重点計画(公園再整備計画)について。1.緑の基本計画における公園再整備計画について。本市では、昭和51年から市民の憩いの場として公園等の整備を進め、現在、市内の都市公園は131カ所となり、量的水準は確実に向上しております。しかし、量の確保に重点を置いた整備を進めてきたことから、どの公園にも標準的な遊具が設置され、公園ごとの個性に乏しい状況があります。そのような中で、本市の都市公園は設置から30年以上経過したものが現時点で約5割を占め、施設の老朽化により都市公園本来の機能不足が生じております。施設の更新や公園機能の再整備が課題となっております。

近年、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化とともに、「どこの公園も同じではおもしろくない」、「禁止事項が多く何もできない」、「もっと防犯に配慮すべき」などの声が寄せられるようになり、これまで以上に市民ニーズに細かく対応した公園のあり方が求められると考えられます。また、平成30年度に実施した綾瀬市の緑と公園に関するアンケートにおいても、公園施設については、「手入れが不足している」、「遊具を多様化しておもしろさを提供してほしい」、「自然を保ち公園はシンプルに自由に使えるように」、「トイレ等の施設をきれいに」といったさまざまな角度からの意見が寄せられており、公園再整備に対する市民の期待が大きいことがうかがえます。これからの本市の公園のあるべき姿として、それぞれの地域の方や利用者のニーズを把握し、公園の利用方法やルール、管理運営方法なども考慮して、公園ごとに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティの拠点として公園を位置づけ、再整備の方針を策定する必要があります。

そこで、市民と行政が一体となって公園の再整備に取り組むことを目的として、緑の基本計画の重点計画として公園再整備計画を位置づけ、公園再整備の基本的な考え方を整理します。

2ページ目にいきまして、2.公園再整備の基本方針。公園機能として幼児、児童向けやボール広場といった特色のある公園計画やルールづくりを進める。人口推計や地域性を踏まえて公園施設数を縮減し、既存施設や更新施設を地域内の公園に適正配置する。上記について、地域別にワークショップや関係団体へのヒアリングを通じて、魅力ある公園づくりを進めてまいります。

機能分類の設定として、大きく5つに分けておりますが、内容としては、1.幼児向け、2.児童向け、3.ボール広場、4.健康づくり、5.緑や花に分類しまして、綾南地域公園

再整備計画ということで、緑の基本計画における重点計画としての公園再整備計画の検討に先立ち、綾南地域をモデル地区として再整備計画の検討を行いました。検討に際して、市民意識調査及びワークショップ、これは綾南地域として上土棚自治会と落合自治会を対象に2回実施し、住民意見を集約整理したほか、経済性の観点も踏まえて総合的に検討を行いました。

上土棚自治会公園再整備（機能分類）計画案ということで、その結果が表3 - 1になります。見方としては、左側に公園名がありまして、隣に現状の機能ということで、現状の機能を先ほど5つに大きく分けたものを、現状を見て考えたときに、今回のワークショップで皆さんの意見をまとめた中で、右側に、再整備によって目指す機能ということで、現状と再整備の機能が変わっている状況になっております。

続きまして、4ページ目になります。前ページで表になっていたものを地図に配置したものになります。

続きまして、5ページ目については落合自治会、こちらも2回ワークショップを開催させていただきまして、同じような結果となっております。

続きまして、6ページ目については、同じように地図ということになっております。

重点計画の説明は以上となります。

【藤原会長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議題3についてですが、質問、いかがでしょうか。綾南地域で、それぞれの公園の機能と、再整備で目指す機能を分けていただきました。

【矢板委員】

公園再整備計画案の中で、自治会を対象にワークショップを開かれたという説明をいただいたのですが、具体的にはどんなやり方をされたのか、教えていただければと思います。

【事務局】

まず、自治会に説明を行いまして、自治会の中で回覧文書を、一般の皆さんにも周知するように送って、参加したい方から連絡をいただくような形で募集させていただきました。

【矢板委員】

再整備で目指す機能というのは、ワークショップの中で出てきたものなのでしょうか。

【事務局】

基本的には、1回目のワークショップの中で皆さんに自由な意見を言っていただいて、その意見を事務局でまとめまして、分類案として提示させていただきました。2回目のワークショップで、分類案を踏まえて、この公園がこういう特色があるというような話し合いを行い、その結果を整理してこの資料がつくられております。

【矢板委員】

そうですか。

【藤原会長】

よろしいですか。

【矢板委員】

分類がすごく市民目線だなと思ひまして、お聞きしたかったのです。ありがとうございました。

【藤原会長】

わかりやすいと思ひます。ほかにいかがですか。

【矢部委員】

今回は上土棚自治会と落合自治会を対象に行ったということですが、今後は各地域でも実施する予定ですか。

【事務局】

資料1で説明をさせていただきましたが、公園再整備計画自体を重点計画として緑の基本計画に位置づけようと計画しております。モデル地区として綾南地域にまず手をつけた形になるのですが、他の地域についても今後進めたいと思ひています。

ですが、この計画が1地域分できるまでに、ここまでで約2年かかっている状況ですので、市域全体の6地域について、10年近くかかってしまう可能性もあるので、何とかそれをうまく早めて、なるべく早く方向性を出して、それに見合った施設の改修に進むことができると考えております。全地域で実施していくことで考えていますが、今回の計画の元になる綾南地域というのは、緑の基本計画を公にした後に、この考え方で市内全体の他の地域もやっていきますという流れで進めますので、次の地域にいつ着手できるかは、今の時点では未確定です。

【藤原会長】

よろしいですか。

【矢部委員】

はい。

【藤原会長】

ほかの方はいかがですか。

【中村委員】

綾南公園は、私も毎年のように、10年近く使わせていただいています。それは、災害ボランティアで参加しているのですけれども、お手洗いがあり、事務所があり、それからバーベキューをやるような炊事場があり、広場があり、駐車場も近くにあり、非常に理想的な公園だと私は思っています。使わせていただいて大変感謝しております。

【藤原会長】

そういう感謝がありますので、やりがいがあると思います。ぜひ頑張ってください。ほかにかいかがですか。

【北村委員】

そもそもこの検討は、今ある政策についてどうしましょうかというものなのですか。公園の再整備計画として綾南地域を扱っているのは、もともとあった計画だからでしょうか。

【事務局】

現行の緑の基本計画の中では、公園の整備については、必要に応じて進めていく程度の簡単な記載で触れています。今後は、公園整備を具体的に進めていかないと、ただ遊具を順番になおしていただくだけになってしまうので、より明確に政策として位置づけたいという思いから重点計画として、盛り込んでいます。この重点計画の部分だけを具体的に説明をさせていただいたのですけれども、現行の中間見直しをするので、公園再整備も含む、新たに追加する施策について議論を行うのが、この委員会の目的となります。

【北村委員】

わかりました。

【事務局】

公園整備については、皆さんにお配りしている現行緑の基本計画の60ページと63ページに記載されています。現行計画の中に簡単に位置づけられている公園整備に係る内容について、今後は、重点計画として位置づけて、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

【北村委員】

ありがとうございます。

【笠間委員】

公園の関係で、今、再整備の計画が進められていますけれども、施設の長寿命化の観点でもいろいろと更新しておられると思うのですが、どのような関係がありますか。

【事務局】

綾瀬市の公園施設の長寿命化については、現状、平成23年から遊具の改修の計画としての公園施設の長寿命化計画を立てて、随時改修をしております。公園全体の施設までには及んでいないところがありますので、今後はベンチなどの施設も含めて、公園再整備計画と長寿命化計画に並行して対応していかなければならないことが、課題であると認識しています。

【笠間委員】

おそらく、公園再整備計画と、長寿命化計画で定める遊具の更新の時期の整合を図ることが、なかなか難しいと考えているので、よろしくお願いします。

【事務局】

現時点でも来年度に改修する予定の遊具はございます。そのような中で公園再整備計画がつくられた場合、その公園を、公園再整備計画では広場にする予定であるにもかかわらず、遊具を改修してしまうと、その遊具だけが新しくなってしまうという状況が生じ得るので、長寿命化計画の改修年度に該当する遊具をどのように改修するかについては、公園再整備計画における位置づけを踏まえて、移設するなどの対応ができるようにしたいと考えています。

【渡辺委員】

鳥とか、先ほどの昆虫とか、いろんな話が出ましたが、参考資料1に記載のビオトープネットワークの形成が気になります。環境保全課とみどり公園課でビオトープネットワークの形成とありますよね。ネットワークを形成する際に、具体的に、こういう鳥がこういう木によく来るとか、こういう花を植えると蝶が来るとか、そのようなことを調べているのですか。生息環境の確保は継続してずっと行っていくということなのでしょうけど、具体的に、例えば木の種類を調べて、クヌギやコナラだったらカブトムシが来るとか、そういうことなのでしょうか。

また、あっちの公園でこういう鳥がいて、こっちの公園でこういう鳥がいてとか、この時期にはこういう夏鳥が来ますとか、公園で紹介できて、来園者に教えられると、また興味の持ちようが違ふと思いました。公園に行ったときに、あのうるさい鳥はヒヨドリとム

クドリだとかね。

【事務局】

蟹ヶ谷公園も、南のほうに小川が流れています。ああいうところには、カワセミなどが来ています。私どもが、公園を少し整備することによって鳥類が飛来するような状況もあると思いますので、植生などに関係する取り組みの中で少しでも配慮できれば、みなさんにもご紹介ができるのかなと考えています。

【渡辺委員】

分かりました。

【藤原会長】

ぜひ、公園に看板などをつけていただいて、ここにはこんな鳥が来ますよ、こんな鳴き声ですよって、紹介していただくと、大いに普及啓発に役立つだろうと思います。

【林委員】

長峰の森では、森にいる鳥、森に生息する草花を掲示板で紹介させていただいております。ぜひ見てください。

【藤原会長】

見てみたいですね。ありがとうございました。

・その他

【藤原会長】

最後に、その他として事務局から何かございますか。

【事務局】

1点ございます。次回の委員会の開催日程でございます。皆様、お忙しい中恐縮ではございますが、次回の開催日を今年の11月に開催予定としておりまして、11月18日月曜日、または11月26日火曜日の開催を予定しております。時間については、どちらの日程の場合も午前中、2時間から3時間程度を考えております。改めてまたご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【藤原会長】

ありがとうございました。

・閉会

【事務局】

以上で本日の委員会の内容は全て終了いたしました。

それでは、綾瀬市緑の基本計画策定委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以 上